

緊急小口資金

新型コロナウイルス感染症特例のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少・失業した方のおられる世帯に対する貸付です。

貸付金額 10 万円 ※特別な場合は 20 万円

特別な場合とは以下の場合

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が 4 人以上いるとき
- エ 世帯員にⅠまたは、Ⅱの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - Ⅰ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - Ⅱ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるときとする。

●利子 無利子

●据置期間 1 年以内

●償還期間 2 年（24 回払い）

●連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年 3% の延滞利子が発生します。

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■申込み先 住民票と住所地の一致するお住まいの市区町村社会福祉協議会

■必要書類 住民票（世帯全員は必須、本籍はいらない）

認印鑑（シャチハタ印は不可）

運転免許証もしくは健康保険証のコピー

普通預金通帳コピー（個人通帳で普通預金のもの、ネット銀行は不可）

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階

088-856-5539 新型コロナ貸付担当